

国土利用計画
第三次雫石町計画

平成31年2月

雫石町

国土利用計画 第三次雫石町計画

目 次

前 文	1
第1章 町土の利用に関する基本構想	2
1 町土利用の基本理念	2
2 本町の概要	2
3 町土利用の基本方針	4
4 利用区分別の町土利用の基本方向	6
5 地域類型別の町土利用の基本方向	7
6 拠点構成別の町土利用の基本方向	9
第2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地区別の概要	11
1 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	11
2 地区別の概要	13
第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	18
1 公共の福祉の優先	18
2 国土利用計画法等の適切な運用	18
3 地域整備施策の推進	18
4 町土の保全と安全性の確保	18
5 環境の保全と景観形成の推進	19
6 土地の利用転換の適正化	19
7 土地の有効利用の促進	19
8 土地に関する調査の推進	20
土地利用構想図	23
土地利用現況図	25

前 文

国土利用計画第三次雫石町計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期に渡り安定して均衡ある土地利用を確保することを目的とし、雫石町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関し、必要な事項について定めるものです。

本計画は、国土利用計画岩手県計画（第五次）を基本とし、第二次雫石町総合計画基本構想との整合を図り、さらに、土地利用に関する本町の諸計画の上位計画として雫石町都市計画マスタープラン、雫石町農業振興地域整備計画の改定と連携し、策定しました。

なお、本計画は将来における社会経済情勢の変化により、適宜適切な検討を行い、必要に応じて見直しを行うものとします。

【参考】

国土利用計画法（抜粋）

（国土利用計画）

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（市町村計画）

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。

第1章 町土の利用に関する基本構想

1 町土利用の基本理念

町土は、現在及び将来において、町民のための限られた資源であるとともに、日常生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤です。

このため、町土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の確保と自立と共生による地域社会の形成を基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。

2 本町の概要

(1) 町土の概要

本町は、岩手県の中西部にあって、県都盛岡市の西方約16kmに位置しています。

総面積は608.82k㎡と広大で、およそ東西24km、南北40kmに広がり、奥羽山系の山脈に囲まれたやや扇状の盆地をかたどる農山村地域となっています。

地勢は、岩手山、秋田駒ヶ岳をはじめ1,000m以上の山々が連なり、町土の約8割を森林が占めています。また、山麓部には広大な傾斜地が開け、盆地中央部には緩傾斜の耕地が広がり水田を中心とした農業集落地となっており、地域内を流れる雫石川、葛根田川、南川の三河川は、御所湖で合流し雄大な水辺空間を形成しています。

本町は、このような特徴ある地勢の中で、豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれています。

(2) 町土利用の状況

平成29年における町土の利用状況をみると、森林が81.0%、農地が9.9%となっているほか、原野が0.2%、水面・河川・水路が3.3%、道路が2.2%、宅地が1.1%、その他が2.5%となっています。また、平成24年から平成29年までの間に農地、森林が減少し、道路、宅地等への転換がなされています。

第二次国土利用計画雫石町計画策定時と比較すると、土地利用の転換は全体として停滞しており、地域経済の停滞感や大都市への人口流出などを背景とした住宅地の需要減退や中心市街地の空洞化の進展などから、地価の上昇は見込めない状況にあります。

(3) 町土利用の諸課題

近年の町土利用を取り巻く状況は、人口減少社会の進行など大きく変化しています。また、経済状況の変化などにより、土地利用についても様々な課題がみられます。本町が抱える土地利用に関する主な課題は以下のとおりです。

ア 少子高齢化の進行と人口減少社会の加速

本町の人口は、昭和45年から平成11年まで微増の傾向にありましたが、平成11年11月の20,001人をピークに減少に転じ、平成30年3月末においては16,865人となっており、人口減少に歯止めがかからない状態が続いています。

今後の本町の人口については、「雫石町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において、2,040年における人口が11,200人程度まで減少すると推計されており、雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略により人口減少の抑制に取り組んでおりますが、人口減少・高齢化の進行に伴う、市街地の空洞化や農山村過疎が深刻な問題となり、土地利用効率の低下や空き家、低・未利用地の増加、農地・森林の管理水準の低下に伴う里山の自然環境や景観悪化、鳥獣被害の深刻化などが懸念されています。

また、管理水準の低下に伴い農地・森林の保全がなされず、水源涵養といった多面的機能の発揮に支障が出るおそれがあります。

イ 町内経済を取り巻く環境の変化

中心市街地は、郊外型店舗の進出や居住人口減少等により空洞化が進行しています。一方、国道46号沿いには大型チェーン店を中心として店舗が集積されつつあることから、中心市街地とバランスの取れた発展が必要となっています。農業や林業については、後継者問題などにより活力低下が懸念されます。

また、国立公園を有する豊かな自然環境を活用した観光振興と地域経済の活性化が求められています。

ウ 町土の安心・安全に対する関心の高まり

東日本大震災津波や熊本地震、北海道胆振東部地震をはじめとする地震の頻発や、平成25年8月に本町を襲った大雨洪水災害などの局地的な集中豪雨の増加のほか、平成30年4月に秋田駒ヶ岳で火山性微動が観測されるなど、災害への懸念が高まっており、災害リスクの高い地域の土地利用の制限など安全に配慮した土地利用が求められています。

また、人口減少の局面における電気、水道、道路といったライフラインの適切な維持管理や、人口減少及び高齢化に伴う地域コミュニティ機能の低下など、町土の安心・安全に対する関心が高まっています。

エ 環境問題に対する町民意識の高まり

地球温暖化、開発行為等による生態系への影響、身近な自然環境の悪化、廃棄物不適正処理、化学物質による影響への懸念など様々な課題があり、環境問題に対する町民の意識・関心が高まっています。

また、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置する動きも多くなっており、景観や防災対策に配慮しながらの取り組みが求められています。

オ 優れた景観の保全に対する意識の高まり

美しい景観資源の喪失が懸念される中、本町の岩手山をはじめとする山岳景観や山麓に広がる牧歌的風景、町内を流れる雫石川や町中に広がる田園風景などの優れた景観の保全に対する意識が高まっています。

美しい景観を守り、育て、次世代へ引き継いでいくため、人の営みと自然の営みとの調和を図り、快適でゆとりある、さらには誇りと愛着のもてる町土地利用の推進が求められています。

カ 価値観・生活様式の多様化

大量生産・大量消費という物質万能の時代から「ゆとり」「やすらぎ・うるおい」を求める時代への変化により、「量」より「質」の向上が生活の豊かさに求められており、優れた景観に対する意識が高まっているほか、多様化する価値観や生活様式、核家族化等による家族形態の変化に対応する住環境が求められています。

3 町土地利用の基本方針

町土に限られた資源であることを前提に、次に示す4つの基本方針に基づき、自然環境保全に加え、今後予想される公共施設再編、産業振興に係る用地確保等の施策と調整の上、地域特性を踏まえ、秩序ある土地の有効利用を促進します。

このことにより、土地利用の質的向上を図り、持続可能な町土管理を行い、町土をよりよい状態で次世代へ引き継いでいきます。

(1) 人口減少社会に対応したコンパクトで暮らしやすい土地利用

人口減少傾向を踏まえ、無秩序な市街地の拡大を抑制し、空き家・空き地を有効活用した効率的でまとまりある利便性の高いまちづくりを推進します。

また、人口減少が進行している地域について、地域のコミュニティ機能や宅地、農地、森林等の管理水準の低下を防ぐため、移住・定住の促進に努めるほか、旧町村単位の特性を活かした地域づくりを支える地域拠点と、必要に応じて旧小学校区単位で設立する地域活性化拠点を結ぶネットワークを充実させ、拠点性を有する市街地と農山村の相互の機能分担を図り、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク※」の実現を目指します。

(2) 持続可能な地域経済に向けた土地利用

持続可能な住みやすい地域の形成のため、土地の利用目的に応じた住宅や工業施設、商業施設を適切に配置していくほか、国道46号や東北縦貫自動車道盛岡インターチェンジなど、良好な交通アクセスの立地優位性を生かし、既存産業の振興及び新産業の創出を図ります。

また、担い手の確保や農地集積・集約化、農業生産基盤の強化を図り、持続可能な農業経営支援を推進するほか、農商工連携の強化により町内資源の有効活用を図り、観光振興を図ります。観光振興については、大型レクリエーション施設とも連携しますが、景観や周辺環境に配慮します。

林業については、木材価格の低迷、就労者の高齢化や後継者不足により、間伐等の手入れが行き届かなくなることによる森林の荒廃が懸念されていることから、森林施業の共同化や集約化を推進するほか、必要に応じて町が施業を担い、持続可能な森林の育成管理と生物多様性の保全に配慮した森林整備を推進します。

(3) 災害に強い安全・安心な土地利用

東日本大震災津波級の大規模地震や、局所的な大雨による水害、土砂災害、秋田駒ヶ岳や岩手山の噴火などの自然災害に備え、治山・治水対策や農地・森林の持つ保水機能の維持向上などの防災・減災対策の構築をはじめとした、災害から人命を守り、町民の生活や地域経済への影響を最小限にとどめるための町土の強靱化に向けて取り組みます。

(4) 豊かな自然環境の保全と人が共生する土地利用

本町の美しく多様な自然環境を守り、人と自然との共生を目指していくため、野生生物の重要な生息・生育地については、動植物の生息・生育環境の改変は原則として避け、その生息・生育地の保全に万全を期するとともに、外来種対策、希少野生動植物保護対策や鳥獣被害対策を通じて、生物多様性の保全を図ります。

また、葛根田ブナ原生林等の高い価値を有する原生的な自然の地域や、「岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域」など本町の有する優れた自然の風景地については、自然環境の適正な保全に努めながら、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を促進するなど、自然と共生した土地利用を行います。

※コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

自治体全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それらと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行い、人口減少・高齢化が進む状況においても、地域の活力を維持するとともに、生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク実現のため、平成26年8月に都市再生特別措置法、11月に地域公共交通活性化再生法が改正され、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するための新たな仕組みが設けられました。

4 利用区分別の町土地利用の基本方向

(1) 農地

農地は、農業の生産基盤であると同時に、保水機能を始めとした土地の保全的役割も持つ重要な資源です。本町の農地は、概ね基盤整備が完了した優良農地であり、今後とも維持保全に努めるとともに水田については汎用化及び高度利用を促進します。また、良好な管理を通じた保全等、農業の有する多面的機能が発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農地の利用を図ります。さらには、遊休農地、荒廃農地の把握・解消に取り組み、適切な管理を図ります。

(2) 森林

豊富な森林資源は、国土保全、水源涵養機能のほか、地球温暖化の抑制や生物多様性の保全等、多面的・公益的機能を有していることから、引き続き維持保全に努めます。

また、林業を取り巻く環境は、厳しい状況が続いており、間伐等の手入れが行き届かないことによる森林の荒廃が懸念されていることから、森林や里山を適切に整備するとともに、間伐材の有効活用を図ります。

(3) 原野等

原野のうち湿原など野生生物の生息・生育地等として貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とします。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、保全を必要とするものを除き適正な利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

水面については、御所湖等において、レクリエーション、親水機能等の活用を推進するなど、潤いのある水辺空間の形成を促進します。

河川については、河川氾濫地域における水害の防止、水資源の確保、憩いの場の提供といった治水、利水及び親水機能に配慮した利用と保全を図ります。

水路については、農業用排水路等施設の適切な維持管理を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

また、水面・河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた自然環境の保全に配慮します。あわせて、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、潤いのある水辺環境等、多様な機能の維持・向上を図ります。

(5) 道路

道路については、快適に人・ものが行き交い、個性豊かな地域を結ぶネットワークの充実を目指し、次の目的を達成するために地域の生活環境、自然環境に配慮した適切な維持管理・改修を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

ア 一般道路

地域活性化、都市活動の円滑化、生活利便性の向上、防災機能の強化

イ 農道

農業の生産性向上、流通の合理化、生活環境の改善、地域間交流の推進

ウ 林道

森林の持つ多面的機能の維持・向上、林業振興、山村活性化

(6) 住宅地

人口の町外への流出抑制のため、ライフスタイルの変化、価値観の多様化などを考慮し、豊富な住宅ストックを活用しながら、まちの魅力づくりとあわせて計画的な宅地の創出に取り組みます。集落の中心地においては、周辺的生活関連施設を確保し、拠点形成を促進します。また、本町の持つ自然環境と景観を活かしたゆとりある快適な住環境創出に努め、様々な世代の転入・定住を促進します。

(7) 工業用地

工業用地については、町内の雇用を確保するため、国道 46 号や東北縦貫自動車道盛岡インターチェンジなど、良好な交通アクセスの立地優位性を活かし、周辺地域の自然環境との調和、保全、公害の防止等に十分に配慮しながら団地化が可能な区域を設け、自然景観、水、空気が良質な本町の環境を活かした企業誘致に努めます。

(8) その他の宅地

本町の玄関口である板橋地区については、にぎわいを創出するため、環境整備に努めるとともに、商業・業務施設の充実を図ります。また、温泉や観光施設等については、歴史的地域資産や良好な景観を活かした魅力づくりに努めるほか、既存の商店街の商業機能を維持しながら、国道 46 号の沿道型商業地の景観確保と秩序ある発展に努めます。

公共公益施設については、災害時の対応も考慮した上で、適正な配置・計画的な再編を推進するほか、既存施設の有効利用を図ります。

(9) その他

公園緑地、レクリエーション用地については、価値観の多様化や観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、有効利用に努めるほか、自然景勝地や歴史文化遺産については、地域文化育成・伝承を図るため、保全・活用に努めます。

5 地域類型別の町土地利用の基本方向

町土地利用を大別すると、雫石地区や町東部の国道 46 号沿道を中心とした市街地エリアを取り囲むように平野部に広がる農山村エリアが広がり、農山村エリアの周辺に広大な森林エリアが位置しており、それら地域は、各種法令に基づき活用及び保全がなされています。

各エリアの町土地利用にあたっては、各々の土地利用が他の土地利用に密接に関連することから、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮し、利用するものとします。

(1) 市街地エリア

本町の市街地は、雫石地区や町東部の国道 46 号沿道を中心とした限られた地域に位置し、まとまった市街地を形成しています。

人口減少、少子高齢化が加速する局面の中で、市街化の動きは停滞しておりますが、適正な土地利用誘導を行っていかねば、都市基盤整備の非効率性の問題が発生することも予想されます。

このことから、本町の市街地エリアは、後述する拠点構成の考え方から、農山村エリアを結ぶ中心拠点の役割を果たすため、分散型の市街地拡大を抑制し、良好な自然環境、景観の保全を図りつつ、コンパクトで一体的な、誰もが住みやすい市街地を形成していくことを目指します。なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とします。

(2) 農山村エリア

農山村エリアは、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する町民共有の財産です。

農地や宅地等が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しながら、農村地域の特性に応じた良好な生産環境及び生活環境の一体的形成を促進し、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう計画的・適切な土地利用を図ります。

農業従事者の6割以上が65歳以上と高齢化が進む中で、農地中間管理事業などにより農地の流動化、集積化が図られ、経営耕地面積が維持されることが期待されていますが、耕作条件の悪い農地などの荒廃農地の発生も予想されることから、圃場整備や農地の集約化など、農地の維持に向けた土地利用を図ります。

(3) 自然環境保全活用エリア

自然林を中心とした山地の森林に生息する野生生物の生息地の生態系を安定的に守り、連続性を確保していくため、動植物の生息・生育環境の改変は原則として避け、保全に努めます。

また、自然林の周囲に存在する二次林や植林地は、野生生物の生息と人間活動の緩衝帯として機能するほかにも多面的機能を有していますが、木材価格の低迷、就労者の高齢化や後継者不足により、間伐等の手入れが行き届かなくなることによる森林の荒廃が懸念されていることから、林業就業希望者への技術や技能を修得するための研修など、森林整備の新たな担い手の確保と育成を促進するとともに、森林情報の整備や経営の集中化、管理放棄地に対するセーフティーネット体制の構築などの制度面の改革のほか、町産材や木質バイオマスの利用拡大を推進し、森林の循環利用の促進を図ることにより、森林機能の維持に努めます。

葛根田ブナ原生林等の高い価値を有する原生的な自然の地域や、「岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域」など本町の有する優れた自然の風景地については、自然環境の適正な保全に努めながら、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場として利用を促進するなど、自然と共生した土地利用を行います。

スキー場やゴルフ場、網張ビジターセンターなど、自然を活かしたレクリエーション施設は、本町の重要な産業施設であることから、自然環境に十分配慮しながら活用し、同様に自然の恵みを楽しむる鶯宿温泉をはじめとする温泉地や、小岩井農場と併せて観光交流の拡大を図ります。

6 拠点構成別の町土地利用の基本方向

本町では、昭和 30 年の旧 4 町村の合併以来、全ての地区において均一に施策を実施し、全町一体的な発展に取り組んできましたが、少子高齢化・人口減少社会においては様々な局面において非効率であり、実現が困難な取組が目立ってきているため、合併前の旧町村の特徴を活かした住民主導のまちづくりへの転換を図り、「特色ある地域づくりとみんなで支え合うまちづくり」を目指して、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいます。

このことから、各地域における世代間交流が展開され、町民の日常生活の基礎となる「地域拠点」を小学校区ごとに形成するとともに、町民の生活や就業、生産等の場として重要となる機能を集約させる「中心拠点」の形成を図り、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えに基づいた中心拠点と地域拠点の連携体制を構築する必要があります。

(1) 中心拠点

役場周辺を中心に、中心市街地や国道 46 号沿道を対象として日常的な生活サービスを提供する商業・業務、行政、医療・社会福祉、教育の各機能の向上や町内の交通結節点としての機能強化を図り、周辺地域との連携の中心を担う拠点の形成に向けた土地利用に努めます。

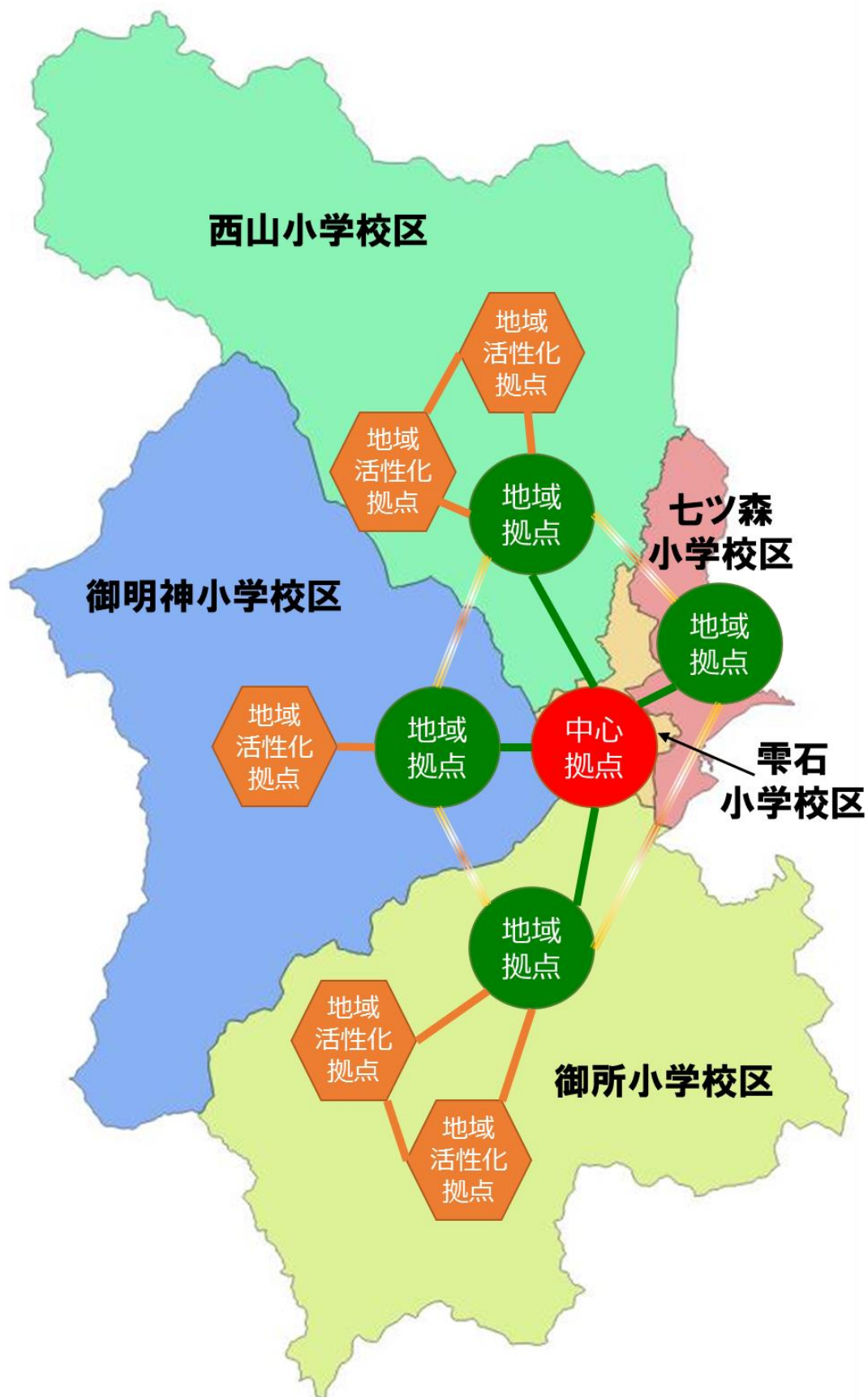
(2) 地域拠点

現在の特色ある地域づくりは合併前の旧町村単位での取組が行われていますが、小学校区単位における特徴を活かした様々な世代の町民交流から生まれる、活力ある地域づくりと生活基盤の確保が展開できる地域拠点づくりを推進します。

(3) 統合後の旧小学校を活用した地域活性化拠点

統合後の旧小学校については、地域課題やニーズを把握し決定した利活用方針に基づき、必要に応じて早期に改修を実施することで、地域住民に親しまれた施設の活用が、地域内外の交流や雇用を創出し、地域コミュニティの維持や生活サービス機能を確保する、地域活性化の拠点としての活用を図っていきます。

3つの「拠点」の構成イメージ



第2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地区別の概要

1 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は、平成39年(2027年)とし、基準年次は平成29年(2017年)とします。
- (2) 町土の利用に関して基礎的な前提となる目標年次の人口は、平成39年(2027年)において14,200人と想定します。
- (3) 町土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。
- (4) 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を参考に利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとします。
- (5) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標については、次表のとおりです。なお、数値については、今後の経済社会の不確定さなどを考慮し、弾力的に理解されるべき性格のものです。

(表) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha)

区分	実 数		構 成 比	
	平成29年 (2017年)	平成39年 (2027年)	平成29年 (2017年)	平成39年 (2027年)
農地	6,020	5,954	9.9%	9.8%
森林	49,299	49,262	81.0%	80.9%
国有林	31,945	31,939	52.5%	52.5%
民有林	17,354	17,323	28.5%	28.5%
原野等	93	86	0.2%	0.1%
水面・河川・水路	1,983	1,983	3.3%	3.3%
水面	487	487	0.8%	0.8%
河川	1,268	1,268	2.1%	2.1%
水路	228	228	0.4%	0.4%
道路	1,340	1,346	2.2%	2.2%
一般道路	898	898	1.5%	1.5%
農道	284	284	0.5%	0.5%
林道	158	164	0.3%	0.3%
宅地	641	750	1.1%	1.2%
住宅地	416	422	0.7%	0.7%
工業用地	52	83	0.1%	0.1%
その他宅地	173	245	0.3%	0.4%
その他	1,506	1,501	2.5%	2.5%
合計	60,882	60,882	100.0%	100.0%

※小数点以下を四捨五入していることから、利用区分ごとの合計と一致しない場合があります。

2 地区別の概要

地区別の土地利用にあたっては、地区の特徴を生かした個性ある発展を図る観点から、適切に対処するものとします。

地区の区分は、自然的、社会的、経済的及び文化的条件を勘案し、身近な地域レベルでの問題や課題に対応していくため、現在の地域の特色や市街地の構造等を考慮し、次の4地区に区分します。

なお、地区別の利用区分ごとの規模の目標の概要については、本町の一体的な整備を推進する観点から定めないものとします。

(1) 雫石地区

雫石盆地のほぼ中央に位置し、本町の中心地として商業業務機能を主とした市街地が形成され、町内で最も人口密度が高い地区となっています。また、国道46号の周辺に位置していることから、隣接する県都盛岡市へは車で約20分の距離にあり、近隣市町へのアクセスが良好な地区です。

また、本地区の北部には知名度の高い小岩井農場があることから、周辺地域も含めて自然景観を維持し、自然体験型の観光資源を活用した観光交流の拡大を図っていきます。

役場周辺は、国道46号に接し、中心市街地にも近く利便性の高い地区であり、中央公民館、図書館、総合福祉センター、消防署等の公共施設が集積しており、今後においても町の業務機能の拠点としてその機能の充実を図っていきます。

商業施設が集積する中心市街地は、空洞化が進行しており、空き店舗や低・未利用地を有効活用した商業機能の充実と、国道46号沿道のロードサイド型施設の適正配置により、本町の中心拠点となるよう利便性の向上を図っていきます。

総合運動公園、世界アルペン記念公園、七ツ森森林公園などの公園・緑地地域については、住民と本町を訪れる方の交流や憩いの場として活用されていることから、適正な管理と森林の保全を図っていきます。

住環境については、歩いて暮らせるまちなか居住の推進のコンセプトを具現化する、新高前田住宅エリアにおける町営住宅の再編や、七ツ森地域の町有地活用プロジェクトの推進に取り組み、移住者を含む町民全体に対し良好な住環境の提供に取り組みます。

地区内の工業用地については、周辺環境に配慮しながらその機能を維持するとともに、団地化が可能な土地の確保に取り組み、積極的な企業誘致と併せて本町における雇用の場の確保と町の産業の活性化を図っていきます。

地震や大雨洪水等の災害に備え、学校、公民館等の公共施設など、災害時の安全な避難場所の確保と適正な維持に加え、自助・共助・公助による災害に強い地域づくりにより、住民が安心して暮らせる地域の防災体制づくりに努めていきます。

本地区に2校ある小学校を維持していくため、前述の良好な住環境の提供と併せて子育てしやすい環境の整備に取り組み、子育て世代の移住・定住を推進するほか、地域拠点として七ツ森地域交流センターの活用を図ります。

(2) 御所地区

中心市街地の南側に位置するこの地区は、御所湖の雄大な水辺空間を有し、水田を中心とした農地と南部に広がる森林が地区の大部分を占め、各地に農業集落が形成されています。また、開湯 450 余年の歴史を持つ鶯宿温泉があり、町営クロスカントリースキー場、八幡平カントリークラブ等のスポーツ施設や御所湖広域公園、町歴史民俗資料館等の文化施設、本町の循環型農業の核となるアグリリサイクルセンターなど、多様な施設が立地しています。

本地区は、御所湖から南部に広がる水田を中心とした農地や農業集落地が広がっており、本町の農業にとって重要な地区であることから、農業集落地の生活環境や景観の保全に配慮しながら、低コストで生産性の高い農業基盤としての土地利用を図るとともに、アグリリサイクルセンターを拠点として、良質な完熟堆肥を使った付加価値の高い農業生産、資源循環型農業等の町全体への展開を図っていきます。

本地区の南部に広がる森林は、水源涵養機能や地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を吸収する能力を持ち、また、御所湖や鶯宿温泉の背景として自然景観を形成する要素としての役割を持つことから、乱開発を抑制し積極的な保全を図っていきます。

鶯宿温泉は、伝統的な温泉街に相応しい統一感のある街並みの形成や、観光客が歩いて楽しめる温泉街として活性化を図るため、空き家や空き旅館の有効活用に加え、周辺観光施設と連携し、地域一体となった魅力の再生に取り組みます。

地区内の既存の工業地等については、本町における雇用の場の確保と産業振興のため、周辺環境に配慮しながらその機能の維持を図っていきます。

御所湖周辺の公園や緑地は、住民が自然や水辺とふれあうことができる親水空間として、その機能の維持・拡充を図っていきます。

地震や大雨洪水等の災害に備え、学校、公民館等の公共施設など、災害時の安全な避難場所の確保と適正な維持に加え、自助・共助・公助による災害に強い地域づくりにより、住民が安心して暮らせる地域の防災体制づくりに努めていきます。

本地区内の中心的な機能を有する御所公民館については、地域の生活利便性確保に向けた機能強化を検討するとともに、周辺地域の生活基盤配置の適正化を図り、御所地区の拠点として雫石地区の中心地域とのネットワーク強化を図ります。

地域活性化拠点について、旧南畑小学校は鶯宿温泉スポーツエリア構想に基づき、地域内の体育施設や鶯宿温泉と連動した活性化拠点として整備を行うほか、旧大村小学校については地域住民主導のコミュニティビジネスの推進により地域の活性化、地域経済の好循環の拠点として整備を行います。

(3) 御明神地区

中心市街地の西側に位置するこの地区は、地区の大部分が豊かな森林に囲まれ、春木場駅を中心に農地や農業集落地が形成され、国道 46 号沿いには、道の駅「雫石あねっこ」が立地し、温泉やキャンプ場、産地直売所を備えた複合施設として町内外の多くの人に利用されています。

本地区では、本町の重要な産業である農業の生産基盤である雫石川、葛根田川周辺に広がる農地や農業集落地の生活環境や景観の保全に配慮しながら、低コストで生産性の高い農業基盤としての土地利用を図っていきます。

本地区の大部分を占める森林は、水源涵養機能や地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を吸収する能力を持つことから、乱開発を抑制し積極的な保全を図っていきます。

道の駅「雫石あねっこ」は、観光情報の提供や温泉、食堂、特産品や農産物の販売等のほかオートキャンプ場もあり、今後も本町の主要な情報発信・観光交流施設として、その機能の維持及び拡充を図っていきます。

地震や大雨洪水災害のほか、秋田駒ヶ岳が噴火した場合も視野に入れ、道の駅「雫石あねっこ」の防災拠点としての機能拡充や、学校、公民館等の公共施設など、災害時の安全な避難場所の確保と適正な維持に加え、自助・共助・公助による災害に強い地域づくりにより、住民が安心して暮らせる地域の防災体制づくりに努めていきます。

本地区内の中心的な機能を有する御明神公民館については、地域の生活利便性確保に向けた機能強化を検討します。また春木場駅周辺の住居系建物、店舗や事務所など住民の日常生活環境の維持・保全を行い、生活に密着した利便性の高い複合住宅地の形成を図ることで、御明神公民館とともに地域の拠点として雫石地区の中心地域とのネットワーク強化を図ります。

地域活性化拠点について、旧橋場小学校の利活用方針について地域住民との協議を実施し、必要に応じた整備を行います。

(4) 西山地区

中心市街地の北側に位置するこの地区は、岩手山をはじめとする山々に囲まれ、葛根田川流域には水田を中心とした豊かな農地が広がっています。

本地区の岩手山の南麓にはスキー場等が立地しており、網張温泉、滝ノ上温泉、玄武温泉等、多数の温泉に恵まれているほか、長山街道には特徴的な店が多くあることから、これら本地区の自然や風土を活かした観光資源を総合的に活用し観光交流の拡大を図っていきます。

本地区では、本地区の中央を南北に流れる葛根田川流域の平坦部を中心に広がる農業地域と農業集落地の生活環境や景観の保全に配慮しながら、資源循環型の農業生産、低コストで生産性の高い農業基盤としての土地利用を図るほか、農業の担い手確保等の取組により、農地の多面的機能の維持を図っていきます。

本地区の森林の多くは、十和田八幡平国立公園や岩手県環境緑地保全地域（網張観光施設団地）に指定されていることから、これらの地域の保全指針及び規制基準等に基づき、無秩序な開発行為等を抑制し保全を図っていきます。

また、県の「岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域」に指定されていることから、県と連携し、岩手山を背景とした本町の美しい景観の保全を図っていきます。

地区内の工業用地については、周辺環境に配慮しながらその機能を維持するとともに、未利用町有地の活用など土地の確保に取り組み、積極的な企業誘致と併せて本町における雇用の場の確保と町の産業の活性を図っていきます。

地震や大雨洪水災害のほか、岩手山が噴火した場合も視野に入れ、学校、公民館等の公共施設など、災害時の安全な避難場所の確保と適正な維持に加え、自助・共助・公助による災害に強い地域づくりにより、住民が安心して暮らせる地域の防災体制づくりに努めていきます。

本地区内の中心的な機能を有する西山公民館については、地域の生活利便性確保に向けた機能強化を検討するとともに、周辺地域の生活基盤配置の適正化を図り、西山地区の拠点として雫石地区の中心地域とのネットワーク強化を図ります。

地域活性化拠点について、旧上長山小学校、旧西根小学校の利活用方針の地域住民との協議を実施し、必要に応じて整備を行います。旧上長山小学校については、本地区の県道雫石東八幡平線沿線の多様な宿泊施設や観光施設の中心に位置していることから、ICT産業の誘致による2地域居住の推進も視野に入れた整備を行います。

地区区分図

西山地区

御明神地区

雫石地区

御所地区

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先

町土の利用については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施と、県計画など土地利用の諸計画との調和のもとに均衡ある発展を図ります。

2 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法令等による規制と運用により、適切な土地利用の確保と適切な管理を図ります。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、近隣自治体等など関係機関相互間の適切な調整を図ります。

3 地域整備施策の推進

活力ある地域振興と町土の均衡ある発展を図るため、「第二次雫石町総合計画」に基づき、町全体及び各地区の実情と特性を活かしつつ、地域振興施策の積極的な展開ときめ細かな推進に努め、総合的な生活基盤や産業基盤の整備及び環境整備を図ります。

また、身近で恵まれた自然環境を保全・活用し、人と自然の調和を図りながら均衡ある地域整備の推進を図ります。

4 町土の保全と安全性の確保

- (1) 雪崩や土砂災害、集中豪雨による内水被害、火山噴火等の災害に対し、安全・安心な土地利用を推進するため、災害の危険が懸念される地域に対する住宅、商業施設又は公共施設等の立地抑制など適正な土地利用への誘導を図るほか、地域の状況を考慮して、災害発生の危険が懸念される地域内に施設等を立地せざるを得ない場合には、防災施設の整備等のハード対策と防災教育等のソフト対策を併せた安全性の確保に努めます。
- (2) 老朽化が進む道路や下水道等の社会資本については、施設の長寿命化対策に加え、適切な維持管理・更新を行うことにより、災害に強い道路網やライフラインの形成を図ることで、町土の強靱化を促進します。
- (3) 倒壊等の著しい危険がある空き家については、所有者等に対して解体・撤去を含めた適切な管理を促すとともに、空き家バンク等を通じて既存ストックの有効活用を図り、地域の活性化や人口の維持に向けて空き地や空き家の利用促進に努めます。
- (4) 治水・治山事業などの防災・減災対策を推進するとともに、保水・遊水などの防災機能を有する森林や水田の保全等に取り組みます。

5 環境の保全と景観形成の推進

- (1) 地球温暖化への対策と、持続可能な地域を目指し、再生可能エネルギーの導入を推進します。特に、本町の豊富な資源である森林を活用した木質バイオマスエネルギー導入を推進し、森林の持つ二酸化炭素の吸収・貯蔵機能や、水源涵養機能が十分に発揮されるよう森林の循環利用を図ります。
- (2) 十和田八幡平国立公園や岩手県環境緑地保全地域、岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域などの自然環境の保全を図るため、関係法令を適切に運用し、無秩序な開発行為を防止します。ただし、一部区域においては、自然環境保全の原則のもと、レクリエーションに資する活用を図ります。
- (3) 森林地域に含まれる観光レクリエーション施設等については、自然環境保全に配慮し、適正な土地利用の規制誘導を図ります。
- (4) 奥羽山系を望む本町の自然や景観は貴重な資源であることから、地域の特性や考えに応じて維持、保全します。
- (5) 岩手山をはじめとする山岳景観、山麓に広がる牧歌的風景など、歴史的風土の保存、文化財の保護を図るため、開発行為等については、環境への影響を考慮しつつ、開発指導制度の適切な運用等により適正な土地利用を図ります。

6 土地の利用転換の適正化

- (1) 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性や影響の大きさに十分留意し、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的・社会的条件を考慮します。特に国道46号沿道周辺に関しては、無秩序な開発を防止しながら、計画的な土地利用の誘導を推進します。
- (2) 農地の利用転換を行う場合には、食糧生産の確保と農業経営の安定など、地域農業や景観等に及ぼす影響に留意し、計画的な調整の下に無秩序な転用を抑制し、優良農地が確保されるよう適正な土地利用を図ります。
- (3) 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意するとともに、災害の防止、環境保全、水源涵養、保健・休養等、森林の持つ多面的機能や地域景観等に与える影響を十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。
- (4) 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全などに十分配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図ります。

7 土地の有効利用の促進

- (1) 農地については、豊富で多彩な農畜産物の生産活動を推進して魅力ある農業経営を確立するとともに、田園風景の維持形成に努め、グリーンツーリズムによる農業体験や交流の場として活用するなど地域の特性を活かした農業の推進を図ります。また、農業基盤の計画的な整備や農地の流動化等の必要な措置を講じながら、無秩序な転用の抑制を図り、優良農地の確保に努めるほ

か、遊休農地など低・未利用農地は、町土の有効利用及び環境保全の観点から、その解消と発生防止を推進します。

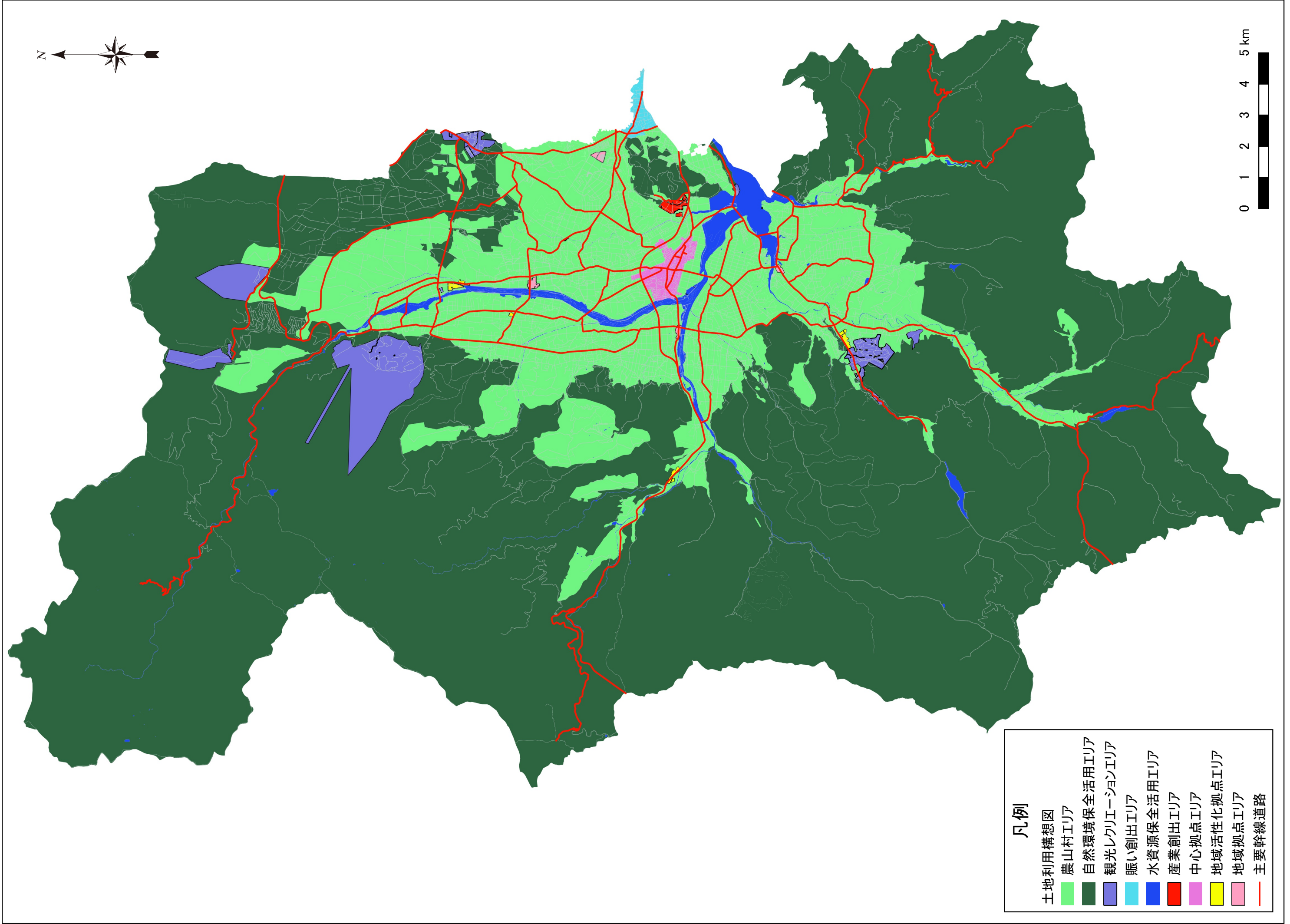
- (2) 森林については、森林が有する木材生産等の経済的機能及び国土保全、水源涵養、保健・休養並びに自然環境の保全・保護の機能が総合的に発揮されるよう、森林経営の担い手の確保と森林整備への投資を促進しながら、持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保及び整備を図ります。加えて、木材資源の有効活用のほか、森林環境教育、レクリエーション利用などの総合的な利用に取り組みます。
- (3) 水面・河川・水路については、治水・利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境を維持するとともに、地域の景観と一体となった水辺空間の形成を図ります。
- (4) 道路については、町民の利便性の向上と安全性の確保に向けて良好な道路景観に留意しつつ生活道路等の整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。
- (5) 住宅地については、居住環境の質的向上を目指して、防災性の向上とゆとりある空間の確保に配慮し、用地の高度利用と効率化を図るとともに、新たな公共及び民間の住宅開発にあたっては、良好な子育て環境の形成及び保全に留意しながら適正な供給量の確保に努めます。また、増加傾向にある空き家、低・未利用地の有効利用に取り組みます。
- (6) 工場用地については、自然環境の保全、公害の防止等に配慮するとともに、農林業や地場産業との調整を図りながら、計画的に生産規模拡大等を推進します。
- (7) 事務所・店舗用地をはじめとするその他の宅地については、国道46号をはじめ幹線道路沿線や駅周辺などの、生活利便性の高い地区を中心に、住民ニーズに対応しつつ、土地の有効利用を図ります。

8 土地に関する調査の推進

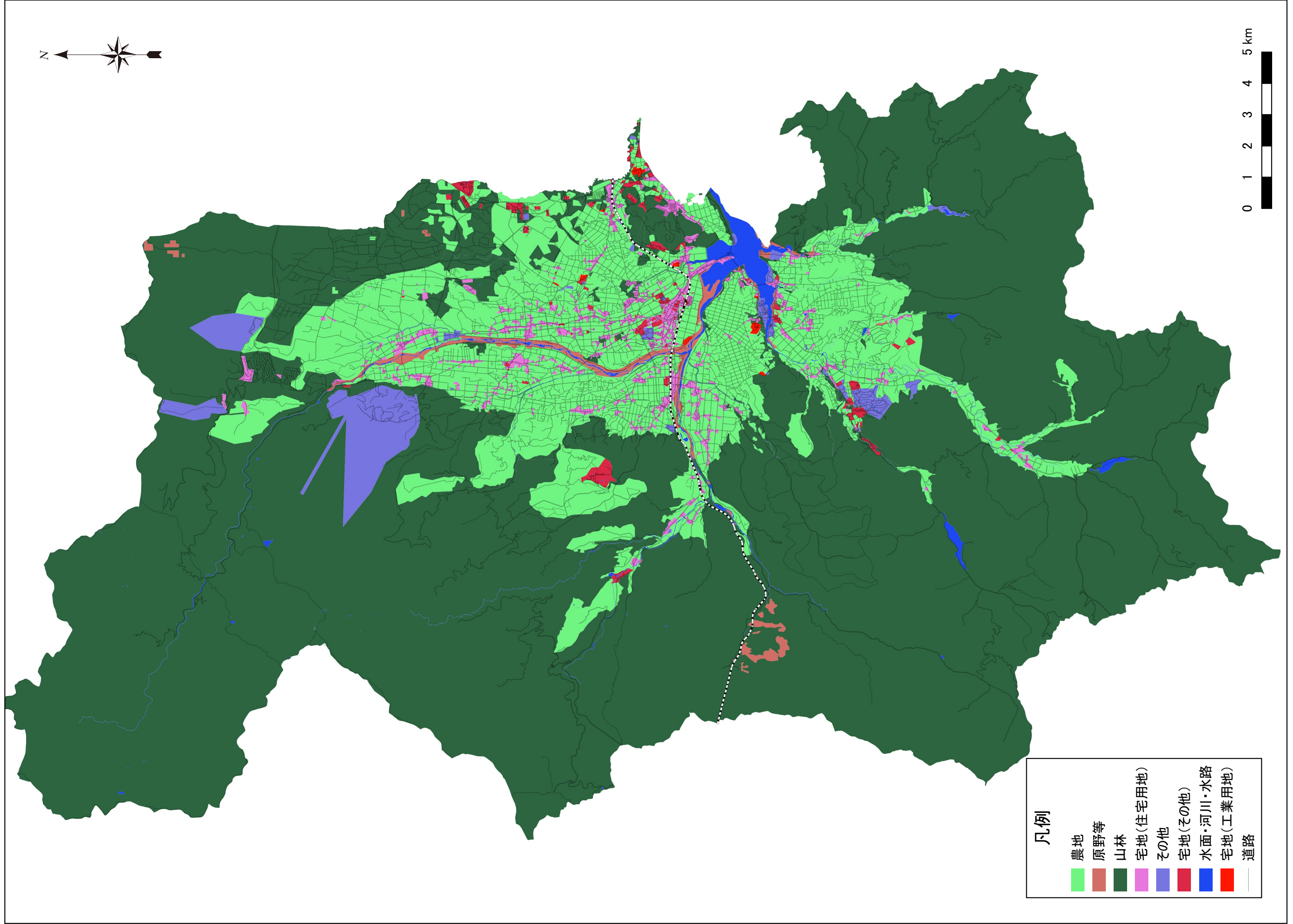
町土の適切な利用を図るため、必要に応じて、町土に関する基礎的な調査を実施するとともに、町民に対する調査成果の普及、啓発を図ります。

參考資料

土地利用構想図



土地利用現況図



説明資料

目 次

1. 土地の利用区分の定義と把握方法	29
2. 土地利用の推移（平成 24 年から平成 29 年）	32
3. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	33
4. 土地利用転換マトリックス表	35
5. 土地利用転換マトリックス表の内訳表	37

1. 土地の利用区分の定義と把握方法

利用区分	定 義	把 握 方 法
1. 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「作物統計」（農林水産省）の耕地面積のうち「田」及び「畑」の合計による。
2. 森林	<p>国有林と民有林の合計である。尚、林道面積は含まない。</p> <p>(1) 国有林</p> <p>ア 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。</p> <p>イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</p> <p>ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。</p> <p>(2) 民有林</p> <p>森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定めるもの。</p>	<p>「国有林野事業統計書」による。</p> <p>「世界農林業センサス岩手県統計書（林業編）」による。</p> <p>「岩手県林業の指標」及び町の業務資料による。</p>
3. 原野等	農地法第2条第1項に定める採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの）と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（ただし林野庁所管分に限る）を除いた面積の合計。	<p>次の算式により推計する。</p> <p>「森林以外の草生地（合計）※1」－「森林以外の草生地（国有のうちの林野庁）※1」＋「採草放牧地（国有林野貸付使用地）※2」</p> <p>※1 「世界農林業センサス」又は「農林業センサス」により求める。</p> <p>※2 「国有林野事業統計書」による。</p>

利用区分	定 義	把 握 方 法
<p>4. 水面・河川・水路</p> <p>(1) 水面</p> <p>(2) 河川</p> <p>(3) 水路</p>	<p>水面、河川及び水路の合計。</p> <p>湖沼（人造湖及び天然湖）並びにため池の満水時の水面。</p> <p>河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。</p> <p>農業用排水路。</p>	<p>以下に掲げるア、イ、ウの面積の合計である。</p> <p>ア 天然湖沼 面積 10ha 以上が対象で該当なし。</p> <p>イ 人造湖 「ダム年間（日本ダム協会）」による堤高15m以上のダムの湛水面積。</p> <p>ウ ため池 町農林課資料「ため池データベース」による。</p> <p>国土交通省、県及び町の業務資料による。</p> <p>町の業務資料等による。</p>
<p>5 道路</p> <p>(1) 一般道路</p> <p>(2) 農道</p> <p>(3) 林道</p>	<p>一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等。</p> <p>道路法第2条第1項に定める道路。</p> <p>圃場内農道面積及び圃場外農道面積。</p> <p>国有林林道及び民有林林道。</p>	<p>国道は、国土交通省の資料による。県道は、県の資料による。町道は、町の資料による。</p> <p>農道は、町の資料による。</p> <p>国有林林道の延長は林野庁盛岡森林管理署の資料を基に、民有林林道の延長は町の業務資料を基に一定幅員を乗じて算出した面積。</p>

利用区分	定 義	把 握 方 法
<p>6 宅地</p> <p>(1) 住宅地</p> <p>(2) 工業用地</p> <p>(3) その他の宅地</p>	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。</p> <p>「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅用地、町営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p> <p>「工業統計調査報告書」による「事業所敷地面積」を従業員4人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</p> <p>(1)、(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。</p>	<p>「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地積と非課税地積の合計面積。</p> <p>「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地籍のうち町営住宅用地及び公務員住宅用地を加えた面積。</p> <p>以下に掲げるア、イの面積の合計。 ア 従業員30人以上の事業所については「工業統計調査報告書」の敷地面積。 イ 従業員4人以上29人以下の事業所については町の業務資料により把握する。なお、これに制約があれば、次の推計方法による。 (従業員4人以上29人以下の事業所の製造品出荷額等) ÷ (従業員30人以上の事業所の製造品出荷額等) × (従業員30人以上の事業所の敷地面積)</p> <p>「宅地」から、(1)住宅地及び(2)工業用地を除いた面積。</p>
<p>7 その他</p>	<p>町土面積から「農地」「森林」「原野等」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの。</p>	<p>「その他」 =「町総面積」-「農地」-「森林」-「原野等」-「水面・河川・水路」-「道路」-「宅地」</p>
<p>8 町土面積</p>	<p>雫石町の総面積をヘクタールで表わしたもの。</p>	<p>「全国都道府県市町村別面積調」(国土地理院)による。 60,882ha。</p>

2. 土地利用の推移（平成24年から平成29年）

（単位：ha）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 （基準）
農地	6,050	6,040	6,020	6,040	6,040	6,020
森林	49,321	49,321	49,299	49,299	49,299	49,299
国有林	31,967	31,967	31,945	31,945	31,945	31,945
民有林	17,354	17,354	17,354	17,354	17,354	17,354
原野等	93	93	93	93	93	93
水面・河川・水路	1,984	1,984	1,982	1,984	1,984	1,983
水面	487	487	487	487	487	487
河川	1,268	1,268	1,268	1,268	1,268	1,268
水路	229	229	227	229	229	228
道路	1,337	1,336	1,336	1,339	1,339	1,340
一般道路	895	895	896	897	897	898
農道	285	284	283	284	284	284
林道	157	157	157	158	158	158
宅地	640	638	642	641	642	641
住宅地	428	429	421	422	420	416
工業用地	51	50	51	51	52	52
その他宅地	161	159	170	168	170	173
その他	1,457	1,470	1,510	1,486	1,485	1,506
合計	60,882	60,882	60,882	60,882	60,882	60,882

※小数点以下を四捨五入していることから、利用区分ごとの合計と一致しない場合があります。

3. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha)

区分	実 数			構 成 比		
	平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	平成39年 (2027年)	平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	平成39年 (2027年)
農地	6,050	6,020	5,954	9.9%	9.9%	9.8%
森林	49,321	49,299	49,262	81.0%	81.0%	80.9%
国有林	31,967	31,945	31,939	52.5%	52.5%	52.5%
民有林	17,354	17,354	17,323	28.5%	28.5%	28.5%
原野等	93	93	86	0.2%	0.2%	0.1%
水面・河川・水路	1,984	1,983	1,983	3.3%	3.3%	3.3%
水面	487	487	487	0.8%	0.8%	0.8%
河川	1,268	1,268	1,268	2.1%	2.1%	2.1%
水路	229	228	228	0.4%	0.4%	0.4%
道路	1,337	1,340	1,346	2.2%	2.2%	2.2%
一般道路	895	898	898	1.5%	1.5%	1.5%
農道	285	284	284	0.5%	0.5%	0.5%
林道	157	158	164	0.3%	0.3%	0.3%
宅地	640	641	750	1.1%	1.1%	1.2%
住宅地	428	416	422	0.7%	0.7%	0.7%
工業用地	51	52	83	0.1%	0.1%	0.1%
その他宅地	161	173	245	0.3%	0.3%	0.4%
その他	1,457	1,506	1,501	2.4%	2.5%	2.5%
合計	60,882	60,882	60,882	100.0%	100.0%	100.0%

※小数点以下を四捨五入していることから、利用区分ごとの合計と一致しない場合があります。

4. 土地利用転換マトリックス表

(単位:ha)

転入地目 \ 転出地目		現況年次から目標年次間の転換先別面積内訳														平成29年 現況面積 (a)	転換により 増加する 面積 (b)	転換により 減少する 面積 (c)	目標面積 (a)+(b)- (c)	
		農地	森林		原野等	水面等			道路			宅地			その他					合計
			国有林	民有林		水面	河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他						
農地															0	6,020	0	66	5,954	
森林	国有林														0	31,945	0	6	31,939	
	民有林														0	17,354	0	31	17,323	
原野等															0	93	0	7	86	
水面等	水面														0	487	0	0	487	
	河川														0	1,268	0	0	1,268	
	水路														0	228	0	0	228	
道路	一般道路														0	898	0	0	898	
	農道														0	284	0	0	284	
	林道		6												6	158	6	0	164	
宅地	住宅地				6										6	416	6	0	422	
	工業用地	24		5										2	31	52	31	0	83	
	その他	42		26	1									3	72	173	72	0	245	
その他															0	1,506	0	5	1,501	
合計		66	6	31	7	0	0	0	0	0	0	0	0	5	115	60,882	115	115	60,882	
平成29年現況面積(a)		6,020	31,945	17,354	93	487	1,268	228	898	284	158	416	52	173	1,506	60,882				
転換により増加する面積(b)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	31	72	0	115				
転換により減少する面積(c)		66	6	31	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	115				
目標面積 (a)+(b)-(c)		5,954	31,939	17,323	86	487	1,268	228	898	284	164	422	83	245	1,501	60,882				

※小数点以下を四捨五入していることから、利用区分ごとの合計と一致しない場合があります。

5. 土地利用転換マトリックス表の内訳表

(単位 : ha)

土地利用 区分	増加要因		減少要因		転換計画の内容
	転換元の 土地利用区分	面積	転換先の 土地利用区分	面積	
農地		0		66	
			一般道路	0	道路整備事業 (0.35)
			その他宅地	42	板橋地区にぎわい創出エリア(想定) (41.94)
			工業用地	24	黒沢川地区産業創出エリア(想定) (23.61)
			その他	0	町健康センター駐車場整備事業 (0.1)
国有林		0		6	
			林道	6	国有林道事業 (5.84)
民有林		0		31	
			その他宅地	26	板橋地区にぎわい創出エリア(想定) (26.29)
			工業用地	5	黒沢川地区産業創出エリア(想定) (4.95)
原野等		0		7	
			その他宅地	1	板橋地区にぎわい創出エリア(想定) (0.81)
			住宅用地	6	セツ森ヴィレッジ (6.31)
水面		0		0	
河川		0		0	
水路		0		0	
一般道路		0		0	
	農地	0			道路整備事業 (0.35)
	住宅地	0			道路整備事業 (0.15)
農道		0		0	
林道		6		0	
	国有林	6			国有林道事業 (5.84)

土地利用 区分	土地利用 転換		増加要因		減少要因		転換計画の内容
	転換元の 土地利用区分	面積	転換先の 土地利用区分	面積			
住宅地		6		0			
	原野等	6					七ツ森ヴィレッジ (6.31)
			住宅地	0			道路整備事業 (0.15)
工業用地		31		0			
	その他	2					旧上小跡地 (1.96)
	民有林	5					黒沢川地区産業創出エリア(想定) (4.95)
	農地	24					黒沢川地区産業創出エリア(想定) (23.61)
その他宅地		72		0			
	農地	42					板橋地区にぎわい創出エリア(想定) (41.94)
	原野等	1					板橋地区にぎわい創出エリア(想定) (0.81)
	民有林	26					板橋地区にぎわい創出エリア(想定) (26.29)
	その他	3					板橋地区にぎわい創出エリア(想定) (2.51)
その他		0		5			
			工業用地	2			旧上長山小学校跡地 (2)
	農地	0					町健康センター駐車場整備事業 (0.1)
			その他宅地	3			板橋地区にぎわい創出エリア(想定) (2.51)
合計		115		115			

(注) 小数点以下を四捨五入しているため各利用区分の内訳の計と一致しない場合があります。
「転換計画の内容」欄の事業名についている括弧内の数値は面積を表します。

